

令和5年度
第2回県南西部保健医療圏保健医療対策協議会

日時:令和5年8月24日(木)15:00~16:30
場所:備中県民局 会議棟1階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 県南西部保健医療圏における地域保健医療計画について
第9次地域保健医療計画の骨子案について ……………【資料1】

4 閉会

<今後の予定>

県南西部保健医療圏保健医療対策協議会
第3回:令和5年9月14日(木)15:00~16:30

※ 同日 14:00~15:00「県南西部地域医療構想調整会議」を
開催します。

令和5年度第2回
県南西部保健医療圏保健医療対策協議会出席者名簿

氏名	所属・役職	代理出席・欠席
難波 一弘	(一社)倉敷医師会 会長(倉敷市連合医師会長)	
田嶋 憲一	(一社)児島医師会 会長	
庵谷 和夫	(一社)北児島医師会 会長	
植村 庸治郎	(一社)玉島医師会 会長	
猪木 篤弘	(一社)笠岡医師会 会長	
小田 健司	(一社)井原医師会 会長	
薬師寺 公一	(一社)吉備医師会 副会長	
木村 丹	(一社)都窪医師会 会長	
福嶋 啓祐	(一社)浅口医師会 会長	
重井 文博	(一社)岡山県病院協会倉敷支部 支部長	
難波 義夫	(一社)岡山県病院協会井笠支部 支部長	
大森 潤	倉敷市内歯科医師会協議会 会長	
松村 隆司	(一社)岡山県薬剤師会倉敷支部 支部長	(代) 笠岡支部長 島村 亘
森元 真理江	(公社)岡山県看護協会倉敷支部 支部長	
石宮 周子	(公社)岡山県看護協会井笠支部 支部長	
浅野 ツヤ子	備中保健所管内愛育委員連合会 会長	
小林 宏子	備中保健所管内総社・早島栄養改善協議会 会長	
内田 浩二	倉敷市民生委員児童委員協議会 会長	
秋山 光正	備南食品衛生協会 会長	
伊東 香織	倉敷市 市長	(代) 倉敷市保健所 所長 吉岡 明彦
小林 嘉文	笠岡市 市長	(代) 健康福祉課長 金島 文
大舌 勲	井原市 市長	
片岡 聡一	総社市 市長	欠席
栗山 康彦	浅口市 市長	(代) 健康福祉部長 富田 直弘
中川真寿男	早島町 町長	(代) 副町長 山本 哲也
加藤 泰久	里庄町 町長	
山岡 敦	矢掛町 町長	
加藤 司	倉敷市消防局 局長	(代) 警防課 課長代理 夏子 穰
浅野 善弘	笠岡地区消防組合消防本部 消防長	(代) 次長 岡本 訓明
則安 俊昭	岡山県備中保健所 所長	

○委員の任期 2年 (R4. 4. 1~R6. 3. 31)

※敬称略

【事務局】

高原 淳	岡山県備中県民局 健康福祉部長	
拘井 昭典	岡山県備中県民局 健康福祉部副部長	
唐井 幸子	岡山県備中保健所 保健課長	
井上 五月	岡山県備中保健所井笠支所 保健課長	
羽原 誠	岡山県備中保健所 衛生課長	
糸賀 陽子	岡山県備中県民局 企画調整情報課 主幹	
森山 直輝	岡山県備中県民局 企画調整情報課 主事	

県南西部保健医療圏保健医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 岡山県地域保健医療計画に基づき、県南西部保健医療圏域内における総合的な保健医療体制の推進を図るため、県南西部保健医療圏保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
(1) 地域保健医療計画の策定及び推進に関すること。
(2) 保健、医療、福祉の連携体制に関すること。
(3) その他保健医療供給体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員34名以内で組織する。
2 委員は次に掲げる者のうちから、備中保健所長が委嘱する。
(1) 医療を提供する立場にある者。
(2) 医療を受ける立場にある者。
(3) 関係行政機関の職員。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が決定されるまでは、その職務を行うものとする。
3 委員は、再任されることができる。
4 委員の任期は、必要に応じて延期することができる。

(会長等)

第5条 協議会に会長、副会長（若干名）を置き、委員のうちから互選する。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査協議させるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、専門知識を有する者のうちから備中保健所長が委嘱する。
3 専門委員の任期は、第4条の規定に準ずる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、備中保健所に於いて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年3月7日から施行する。

附 則

1 この要綱の第2条の(1)及び第8条の改正については、平成3年3月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

1 第8条及び第9条を削除し、以下各条数を繰り上げる。

2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 第4条の4については、平成27年4月1日から施行する。